

日 銀 業 第 747 号

2018 年 9 月 13 日

担保差入金融機関等 御中

日 本 銀 行

「担保に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、担保関係事務に関する書類を日本銀行本支店に提出する際の担保差入先の事務負担の軽減を図る観点から、標題の規程の一部を別紙のとおり改正し、本年10月1日から実施することとしましたので、通知します。

[改正の概要]

担保差入先が担保関係事務に関する書類を日本銀行本支店に提出する際の時限のうち、「(原則として)午前10時」となっているものを、「(原則として)午前11時」に変更します。

ただし、担保差入先が手形または証書貸付債権(全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものに限り、)の事前審査の依頼を行う場合において、事前審査を依頼した日に書類の返却を受けることを希望するときの提出時限は、現行通り(原則として)午前10時です(日本銀行は、この時限までに事前審査の依頼を受けた場合には、当該依頼を受けた日に書類を返却します。)

以 上

## 「担保に関する細則」中一部改正

- 次表の「改める規定」欄に掲げる規定中、「改められる字句」欄に掲げる字句を「改める字句」欄に掲げる字句に改める。

改める規定	改められる字句	改める字句
第2章2.(1)	午前10時まで	午前11時まで
第2章3.(1)		
第2章4.(1)		
第2章5.(1)		
第3章1.(1)		
第3章1.(2)		
第3章1.(3)		
第3章1.(4)		
第3章1.(5)		
第3章1.(6)		
第3章1.(8)		
第3章2.(1)		
第3章2.(2)		
第3章2.(3)		
第3章2.(4)		
第3章2.(5)		
第3章3.(2)		
第6章1.(1)ロ.		
第6章1.(2)		
[参考1]3.(1)		
[参考1]3.(2)		
[参考1]3.(4)		
[参考1]3.(6)		

- 第6章1.(1)イ.(ロ)を横線のとおり改める。

## (ロ) 審査の依頼

手形、電子記録債権<sup>(注1)</sup>または証券貸付債権について事前審査を日本銀行に依頼する取引先(以下イ.において「審査依頼人」といいます。)は、原則として午前9時から午前~~10~~11時までの間に<sup>(注2)</sup>、事前審査の対象となる手形、記録事項証明書または証券貸付債権証券、審査票(第27号書式)のほか、審査対象物に応じて、次の書類<sup>(注3)</sup>を担保取引店(外貨建証券貸付債権については日本銀行本店に限ります。以下、イ.において同

じです。)に提出してください。

提出する書類の記入方法および提出場所等は[参考1]のとおりです。

このうち、審査票については、担保取引店において書類等の内容を確認後、責任者印を押なつのうえ、当該審査依頼人に交付します。

(注1) 略(不変)

(注2) 手形または証書貸付債権(全期間型特別適格債務者向け証書貸付債権または特定期間型特別適格債務者向け証書貸付債権のうち、シンジケート・ローン債権以外のものに限り、)の事前審査の依頼を行う場合において、事前審査を依頼した日に書類等の返却を受けることを希望するときは、原則として午前9時から午前10時までの間に書類等を提出してください(日本銀行は、この時限までに書類等の提出を受けた場合には、事前審査の依頼を受けた日に書類等を返却します。)

(注~~2~~3) 略(不変)

以下略(不変)

○ [参考1] 3.(3)を横線のとおり改める。

### (3) 手形

	事前審査依頼	差入申出	返戻依頼	期日返戻
提出時間	午前9時から午前 <del>10</del> <u>11</u> 時まで <sub>(注1)</sub>	差入日の午前9時から午前 <del>10</del> <u>11</u> 時まで	受戻日の午前9時から午前 <del>10</del> <u>11</u> 時まで	受戻期日の午前9時から午前 <del>10</del> <u>11</u> 時まで
返却・交付時間	事前審査依頼を受けた日の午後 <del>2</del> <u>2</u> 時45分以降 日本銀行による審査終了後 <sub>(注2)</sub>	差入日の午後2時45分以降	受戻日の午後2時45分以降	受戻期日の午後1時以降

(注1) 事前審査の依頼を行った日に返却を受けることを希望する場合には、午前9時から午前10時までの間に提出してください。

(注2) ①午前10時までに事前審査の依頼を受けた場合には、当該依頼を受けた日の午後2時45分以降に返却します。

②スタンプ抹消の依頼を受けた場合には、当該依頼を受けた日の午後2時45分以降に返却します。

○ [参考1] 3.(5)を横線のとおり改める。

(5) 証書貸付債権

	事前審査依頼	差入申出	返戻依頼	期日返戻
提出時間	午前9時から午前 <del>10</del> <u>11</u> 時まで <sup>(注1)</sup>	差入日の午前9時から午前 <del>10</del> <u>11</u> 時まで <sup>(注2)</sup>	受戻日の午前9時から午前 <del>10</del> <u>11</u> 時まで	受戻期日の午前9時から午前 <del>10</del> <u>11</u> 時まで
返却・交付時間	日本銀行による審査終了後 <sup>(注3)</sup>	差入日の午後2時45分以降	受戻日の午後2時45分以降	受戻期日の午後1時以降

(注1) 特別適格債務者向け証書貸付債権(シンジケート・ローン債権を除きます。)について、事前審査の依頼を行った日に返却を受けることを希望する場合には、午前9時から午前10時までの間に提出してください。

(注~~1~~2) 略(不変)

(注~~2~~3) ①午前10時までに特別適格債務者向け証書貸付債権(シンジケート・ローン債権を除きます。)の事前審査の依頼を受けた場合には、当該依頼を受けた日の午後2時45分以降に返却します。

②略(不変)

③略(不変)